

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p>	<p>完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p>
<p>(目的) 第1条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p>
<p>(対象工事) 第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、<u>設計書の単価適用日が令和4年4月1日以降</u>の次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p>	<p>(対象工事) 第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、<u>令和3年4月1日以降に新規に契約する</u>次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(工事成績評価) 第5条(1) 完全週休2日制工事 ハ 工事成績評価は、工事成績評価表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。</p>	<p>(工事成績評価) 第5条(1) 完全週休2日制工事 ハ 工事成績評価は、工事成績評価表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 <u>7.その他</u>」において評価する <u>(別紙2参照)</u>。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。</p>
<p>第5条(2) 週休2日制工事 ハ 工事成績評価は、工事成績評価表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。なお、週休2日取得率が28.5% (2/7) に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。</p>	<p>第5条(2) 週休2日制工事 ハ 工事成績評価は、工事成績評価表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 <u>7.その他</u>」において評価する <u>(別紙2参照)</u>。なお、週休2日取得率が28.5% (2/7) に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙<u>2</u>参照）。</p>	<p>(週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙<u>3</u>参照）。</p>
<p>※旧要領の別紙2が削除されることにより、以降の別紙番号が全て一つ繰り上がる</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(週休2日の取得に要する費用の計上)  
第7条(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする(別紙4参照)。

ロ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(イ) 4週8休以上

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費(賃料) 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 市場単価 補正対象及び補正係数は別紙4による

(略)

第9条(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和4年4月1日)」を参照すること。」

**※第9条(2)も同様**

(略)

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(週休2日の取得に要する費用の計上)  
第7条(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする(別紙5参照)。

ロ 補正率  
(イ) 労務費に補正係数1.05を乗じるものとする。ただし、港湾5職種(高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員)は除く。  
(ロ) 港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする(別紙5参照)。

(略)

第9条(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和3年4月1日)」を参照すること。」

(略)

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

工事成績評定の評価方法

- 1 「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する。
- 2 満点（100点）の内数とし、減点はなし。

審査項目別運用表 (総括監督員)

別紙-3-3-1  
【記入方法】 該当する項目の□に✓マークを記入する。

審査項目	評価	a	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

● 評価対象項目

- 1. 既設事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 2. 定期的に広報紙や関係見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 3. 地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
- 4. 地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。
- 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。)
- 7. その他 [理由: \_\_\_\_\_]

● 判断基準

- 該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・・・・・ a
- 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・・・ a'
- 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・・・ b
- 該当項目が2項目・・・・・・・・・・・・・・ b'
- 該当項目が1項目以下・・・・・・・・・・・・・・ c

※ 審査員からの提出を受け評定を行う。  
※ 実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。

※ 「完全週休2日制工事」又は「週休2日制工事」の評価対象となった場合、「その他」の項目にチェックを入れ、理由欄に「完全週休2日制工事の実施」又は「週休2日制工事の実施」と記載する。

細目別評定点採点表

別紙-1-2

審査項目	細 別	①専任監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員(法定部分等)	⑤検査員(完了)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	( ) × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置技術者	( ) × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	( ) × 0.4 + 2.9 = 点			( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 - 6.5 = 点	13.0点	
	II. 工程管理	( ) × 0.4 + 2.9 = 点	( ) × 0.2 - 3.2 = 点				8.1点	
	III. 安全対策	( ) × 0.4 + 2.9 = 点	( ) × 0.2 - 3.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	( ) × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	( ) × 0.4 + 2.8 = 点			( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 - 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	( ) × 0.4 + 2.9 = 点			( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 - 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ	( ) × 0.4 + 2.9 = 点			( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 - 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		( ) × 0.2 - 3.3 = 点				7.3点	
5. 創設工夫	I. 創設工夫	( ) × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			( ) × 0.2 - 3.2 = 点			5.2点	
7. 法令遵守等				( ) × 1.0 = 点				
評定合計							100.0	
8. 総合評価	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外				

第7条(2)関係 (港湾・漁港工事)

- 1 (略)
- 2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出  
 補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.04	17 車止撤去	1.05
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	18 電気防食取付	1.05
3 支保工	1.05	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
4 足場工	1.03	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
5 鉄筋工	1.05	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
6 吊鉄筋工	1.05	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.04
7 型枠工	1.04	23 ペโตรラタム被覆	1.05
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
9 止水板工	1.05	26 かき落とし工	1.05
10 上蓋工	1.05	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
11 伸縮目地工	1.03	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
12 係船柱取付	1.05	29 灯浮標設置・撤去	1.04
13 防舷材取付	1.05	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14 車止・緑金物取付	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
15 係船柱撤去	1.05		
16 防舷材撤去	1.05		

第7条(2)関係 (港湾・漁港工事)

- 1 (略)
- 2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出  
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数  
 ○補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.04	16 防舷材撤去	1.05
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	17 車止撤去	1.05
3 支保工	1.05	18 電気防食取付	補正しない
4 足場工	1.03	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
5 鉄筋工	1.05	20 防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
6 吊鉄筋工	1.05	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	補正しない
7 型枠工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23 ペโตรラタム被覆	補正しない
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
9 止水板工	1.05	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	補正しない
10 上蓋工	1.05	26 かき落とし工	補正しない
11 伸縮目地工	1.03	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
12 係船柱取付	1.05	28 汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
13 防舷材取付	1.05	29 灯浮標設置・撤去	補正しない
14 車止・緑金物取付	1.05	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
15 係船柱撤去	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05